

東近江市地域生活支援拠点等整備について



東近江市の概要

旧1市6町が合併
人口 11万5千人
3障害手帳所持者 6,400人（5.6%）

障害関連の資源 入所2か所、日中支援事業所38か所、短期入所5か所
GH22か所、居宅介護事業所14か所、
相談支援事業所8か所

あかねさす紫野行き標野行き
野守は見ずや君が袖振る

経過

東近江圏域サービス調整会議での検討

H19年～地域生活支援体制整備あり方検討委員会・地域生活体験事業開始

H21年 グループホーム・ケアホーム等生活の場の整備について提言

H22年～障害者を地域で支える体制づくりモデル事業

H24年 地域生活応援センター構想まとめ・提言
地域生活支援ネットワーク推進部会設置

東近江市総合支援協議会での検討

H25年 東近江市障害者総合支援協議会設置

H26年 協議会内に暮らし部会結成

H27年 地域生活支援拠点等の整備について検討

H28年 協議会として、東近江市へ提言

東近江市の検討課題

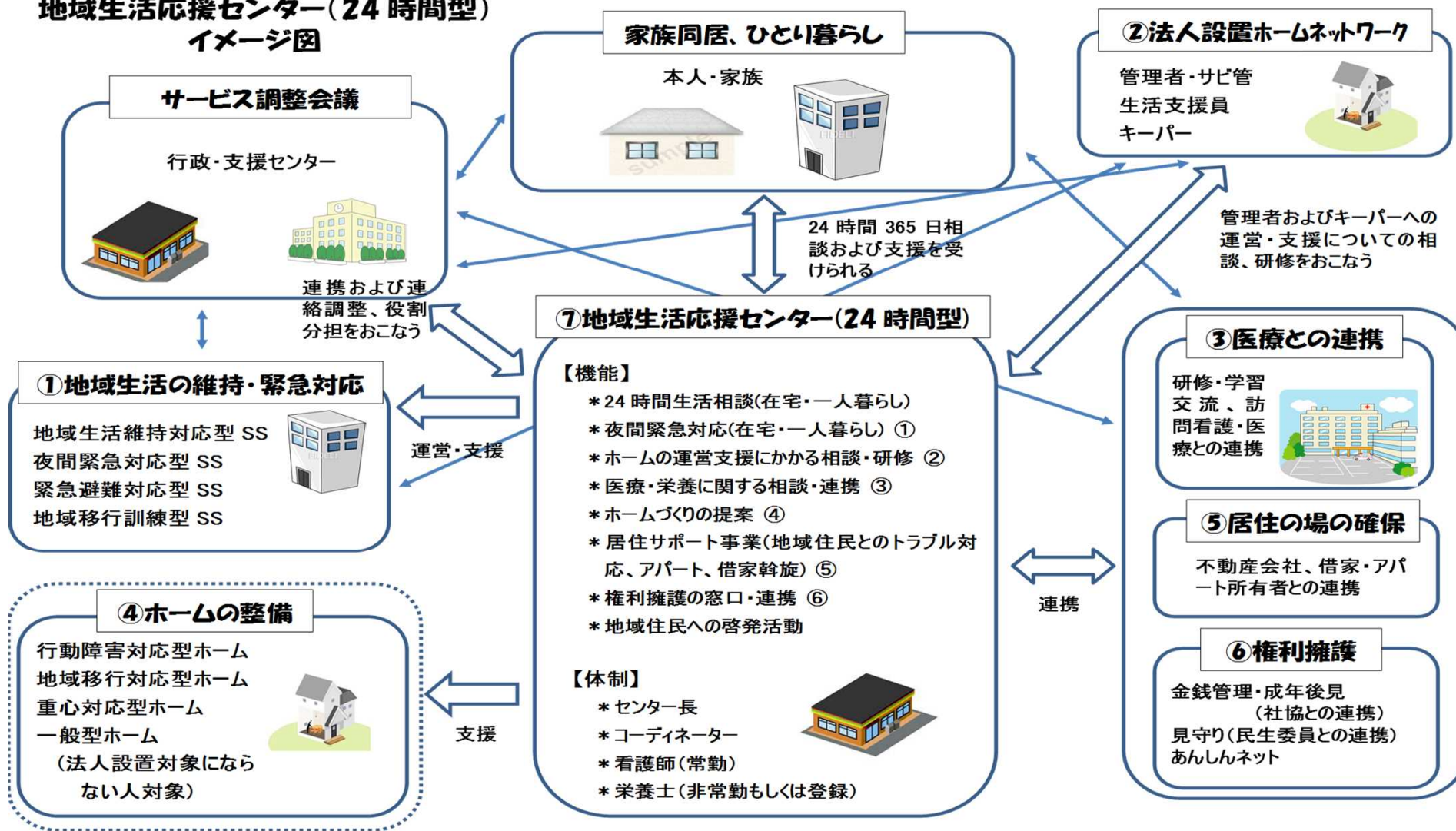
- ・ 強度行動障害のある人の暮らしの場の不足
- ・ 法人外の障害者へのサービス提供
- ・ ショートステイ事業の不足
- ・ 医療専門職との連携
- ・ 身元保証人不在者への住居確保
- ・ 24時間緊急対応
- ・ 行動援護が可能な居宅介護事業所の不足
- ・ 防災拠点の整備

相談から緊急対応まで1か所の拠点で対応・強度行動障害対応の共同生活援助を併設する多機能拠点整備型として整備。
なお、将来的には面的整備も検討。

地域生活支援拠点等の機能と具体的内容

- 共同生活援助 : 強度行動障害対応型、一般型のグループホームを整備
障害の重い強度行動障害の人の生活の場の提供、法人に
属さない中軽度障害者への生活の場の提供
- ショートステイ : 緊急時の受け入れ・対応、地域移行への対応や生活体験、
入所施設のショートステイと連携
- 居宅介護 : 行動援護を中心に事業展開、障害の重い人への社会参加
を保障
- 地域交流スペース : 防災拠点として整備し、非常時の福祉避難所として開設
平時は、研修やイベント等で市民と交流ができる拠点
- 相談支援 : 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援
事業、居住サポート事業等
- その他 : 看護師配置等により専門的相談が可能な体制を整備

地域生活応援センター(24時間型) イメージ図



地域生活支援拠点等整備 イメージ

運営は2法人で実施するが、市内に暮らす障害者・家族・支援機関の意向が反映される仕組みとなるよう機能の検討や連携について検討していく。



今後の課題・方針

進行形の課題

- 市：医療機関、高齢施設との調整
- 法人：2法人の連携のあり方の検討・調整
- 合同：市及び市内の相談支援体制整備や人材育成、権利擁護関係の研修、
困難ケースの対応、訪問看護ステーションや医療機関との連携について意見交換

今後の方針

- ・個々の利用イメージや連携のあり方を共有
- ・各事業の市域、圏域資源との連携について検討
- ・圏域共同事業との整理
- ・市事業として関係機関・住民への周知方法について検討
- ・市内事業所を交えた検討会議の開催